

	特例が該当する資産	根拠法令 下仁田町条例	取得時期	資産区分			減税率	適用期間	備 考
保 育 事 業	家庭的保育事業の用に供する資産に係る課税標準の特例措置	法第349条の3第27項 町税条例第61条の2第1項			家屋	償却	1/2	無期限	
	居宅訪問型保育事業の用に供する資産に係る課税標準の特例措置	法第349条の3第28項 町税条例第61条の2第2項			家屋	償却	1/2	無期限	
	事業所内保育事業（定員が5人以下）の用に供する資産に係る課税標準の特例措置	法第349条の3第29項 町税条例第61条の2第3項			家屋	償却	1/2	無期限	
処理施設	公共の危険防止のために設置された施設又は設備（汚水又は廃液処理施設）	法附則第15条第2項第1号 町税条例附則第12条の2第1項	令和7年11月21日～ 令和10年3月31日			償却	1/2	無期限	
再 生 可 能 エ ネ ル ギ ー 発 電 設 備	太陽光発電設備（ペロブスカイト太陽電池及び付帯設備） 出力1,000kw未満	法附則第15条第24項第1号イ 町税条例附則第12条の2第2項	令和8年4月1日～ 令和11年3月31日			償却	1/2	3年間	
	特定水力発電設備（附則15条24項4号以外） 出力5,000kw未満	法附則第15条第24項第1号ロ 町税条例附則第12条の2第3項	令和8年4月1日～ 令和11年3月31日			償却	1/2	3年間	
	特定地熱発電設備 出力1,000kw以上	法附則第15条第24項第1号ハ 町税条例附則第12条の2第4項	令和8年4月1日～ 令和11年3月31日			償却	1/2	3年間	
	バイオマス発電設備（認定発電設備に限る） 出力10,000kw未満	法附則第15条第24項第1号ニ 町税条例附則第12条の2第5項	令和8年4月1日～ 令和11年3月31日			償却	1/2	3年間	
	特定風力発電設備（再エネ海域利用法に基づき指定された促進区域内の設備）	法附則第15条第24項第2号 町税条例附則第12条の2第6項	令和8年4月1日～ 令和11年3月31日			償却	3/5	3年間	
	特定風力発電設備（港湾法、温対法及び農山漁村再エネ法に基づく設備）	法附則第15条第24項第3号イ 町税条例附則第12条の2第7項	令和8年4月1日～ 令和11年3月31日			償却	2/3	3年間	
	特定地熱発電設備 出力1,000kw未満	法附則第15条第24項第3号ロ 町税条例附則第12条の2第8項	令和8年4月1日～ 令和11年3月31日			償却	2/3	3年間	
	特定水力発電設備（附則15条24項1号ロ以外） 出力5,000kw以上	法附則第15条第24項第4号 町税条例附則第12条の2第9項	令和8年4月1日～ 令和11年3月31日			償却	3/4	3年間	
緑地	都市緑地法の規定に基づき設置した市民緑地の用に供する土地	法附則第15条第31項 町税条例附則第12条の2第10項	平成29年6月15日～ 令和9年3月31日	土地			2/3	3年間	
浸水被害	水防法の規定により指定された浸水被害軽減地区内の土地	法附則第15条第35項 町税条例附則第12条の2第11項	令和2年4月1日～ 令和11年3月31日	土地			2/3	3年間	
	都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性向上施設	法附則第15条第36項 町税条例附則第12条の2第12項	令和6年4月1日～ 令和10年3月31日	土地	家屋	償却	1/2	5年間	
サ高住	新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅	法附則第15条の8第2項 町税条例附則第12条の2第13項	平成27年4月1日～ 令和9年3月31日		家屋		2/3	5年間	
	長寿化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置	法附則第15条の9の3第1項 町税条例附則第12条の2第14項	令和5年4月1日～ 令和9年3月31日		家屋		1/3	1年間	
	利便性等向上改修工事が行われた改修特別特定建築物	法附則第15条の11第1項 町税条例附則第12条の2第15項	令和8年4月1日～ 令和11年3月31日		家屋		1/3	2年間	